

キャッシュカードの1日当たりの引出し限度額について

(金融詐欺被害防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、弊庫を含め県下9信用金庫におきまして、キャッシュカード**対象の特殊詐欺被害**を防止するため、年齢70歳以上の一部のお客様にキャッシュカードからの引出し限度額を1日当たり50万円に制限しております。

こうした中、加害者の手口が近年巧妙化し**預貯金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗被害**が未だ増加傾向にあることに鑑み、今般、静岡県警察本部との連携の下、1日当たりの出金限度額を50万円から**20万円**に引き下げ、更なる被害防止等対策を実施させていただくことになりました。

お客様には大変ご不便をおかけすることになりますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 一部利用制限の内容

(1) 対象となるお客様

当金庫のキャッシュカードをお持ちで下記2点いずれにも該当するお客様。

- ① 年齢70歳以上
- ② 当金庫及び他行庫（他金融機関を含む）のATMで直近1年間1日当たり20万円超の引出しをされていない口座のお客様

(2) 対応開始日

令和2年12月1日(火) より

【ご留意点】

<上記お客様がATMでの1日の現金引出しの増額を希望される場合のお取扱い>

平日の営業時間内(午前9時から午後3時)に口座番号のわかるもの(お通帳・キャッシュカード等)・お取引印・本人確認書類(運転免許証・各種保険証等)をご持参のうえ、当金庫窓口へお申し出ください。

確認後、引出し金額を増額させていただきお手続きを致します。

なお、キャッシュカードによるお預入れは、従来通り可能となります。

本件に関するご質問・お問い合わせ等につきましては、当金庫各店までご連絡下さい。以上



警察から大切なお知らせです。

警察官等を騙り「キャッシュカードを預かります」等と言って、お宅を訪問し、キャッシュカードを騙し取る・すり替えて盗む被害が多発しています。

被害者の多くは、70歳代以上の高齢者です。

「キャッシュカード、暗証番号」との電話は詐欺です。被害に遭わないように十分注意をしてください。

静岡県警察本部生活安全企画課